

第4回 吉田町下水道料金等審議会

説 明 資 料

令和4年11月24日

目次

1. 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項	1
2. 使用料体系とは.....	2
2.1 使用料体系とは	2
2.2 現在の使用料体系.....	2
2.3 使用料体系の見直し.....	5
3. 次回審議会の予定.....	10

1. 第3回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

10月4日に開催した第3回吉田町下水道料金等審議会の審議内容については、審議会議事録を作成し、本日の審議会参考資料として配布いたしました。

今回の審議会では、以下の内容について審議をお願いいたします。

★審議事項について

第3回の審議会では、使用料改定率に関する複数ケースの資料を提示し議論を深めていただくとともに、令和6年度に予定する使用料改定率、さらに、経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針について審議を行って頂きました。

本日の審議会では、第3回審議会で意見を頂きました使用料改定に基づく使用料体系の改定案について意見を頂戴したいと考えています。

なお、次回（第5回）審議会では、第1回から第4回までの審議会で頂きました意見などを取りまとめるとともに、下水道使用料の改定に向けた答申を頂く予定です。

吉田町下水道料金等審議会の目的とスケジュールを以下に示します。

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第5回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

2. 使用料体系とは

2.1 使用料体系とは

使用料体系とは、第3回審議会で示しました使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担して頂くかということを経費化されたものです。

下水道事業における使用料体系の設定の基本原則は、下水道法第20条第2項で規定されており、その主旨は、以下のとおりに示されています。

- 使用者が排除した下水の量及び質等に応じた妥当な使用料であること
- 特定の使用者に対して不当な差別的取扱いをする使用料であってはならないこと
- 定率又は定額をもって明確に定めること

なお、具体的な使用料体系の設定にあたっては、以上の観点を踏まえて、各地方公共団体の排水需要の実態、下水道事業の実情等を十分に勘案して行うことが適当とされています。

2.2 現在の使用料体系

(1) 概要

本町の下水道使用料は、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じて納入いただいています。本町の現在の下水道使用料体系は、表2-1に示すとおりです。2か月ごと奇数月に使用水量の検針を行い、偶数月の28日までに納入頂いています。

表 2-1 吉田町公共下水道使用料

区分	基本使用料（1ヶ月）		超過使用料（1ヶ月）
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

(2) 下水道の使用状況

令和3年度の本町下水道使用料の業種別調定件数の実績を整理すると表2-2のとおりとなります。また、水量区分別の使用状況は、表2-3に示すとおりです。

令和3年度の実績では、調定件数全体の家庭用（一般用＋集合用）の占める割合は95.9%を占めています。さらに、0～50m³以下の水量区分に、95.5%が入っており、そのうち3～35m³/月あたりまで同規模の調定件数が分布しています。

※調定件数：月別使用料の算定のため使用料金額を決定した件数（1か月ごと）

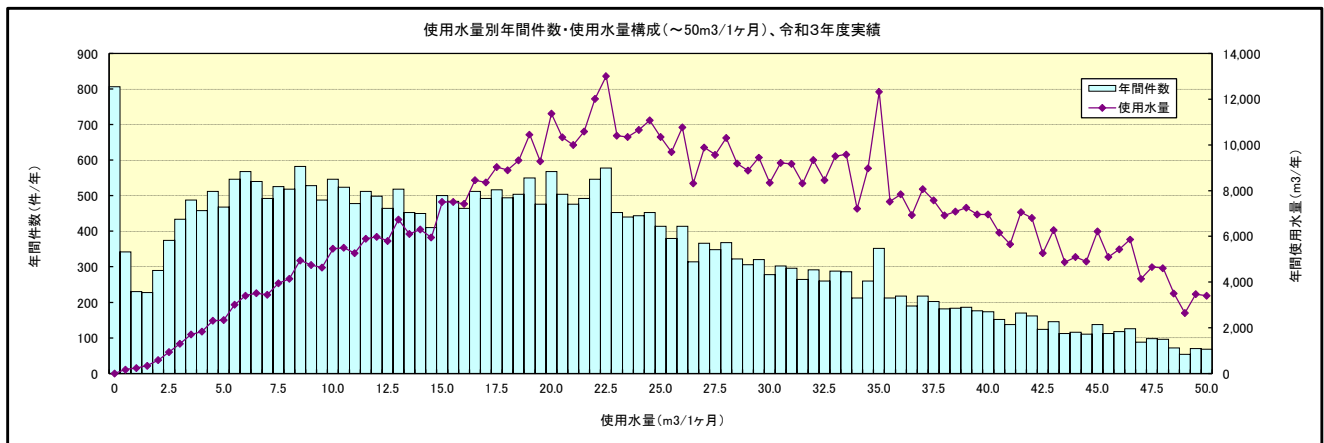
※調定水量：使用料金額を決定した水量の総計（1か月ごと）

表 2-2 本町の用途区分別調定件数・使用水量

用途区分	R3調定件数		R3調定水量	
	調定件数	割合	調定水量	割合
一般用	26,869	72.5%	657,158	77.3%
集合用	8,692	23.4%	97,326	11.5%
営業用	720	1.9%	25,152	3.0%
学校用	64	0.2%	10,969	1.3%
官公庁用	144	0.4%	6,785	0.8%
工場用	144	0.4%	4,014	0.5%
その他	217	0.6%	1,073	0.1%
井戸水	218	0.6%	47,254	5.6%
合計	37,068	100.0%	849,731	100.0%

表 2-3 本町の使用水量区分別の調定件数・使用水量と 50m³までの分布

現在の使用料体系の 使用者群の区分	R3調定件数		R3調定水量	
	調定件数	割合	調定水量	割合
0m ³ ~50m ³	35,385	95.5%	674,423	79.4%
51m ³ ~100m ³	1,447	3.9%	89,956	10.6%
101m ³ ~	236	0.6%	85,352	10.0%
合計	37,068	100.0%	849,731	100.0%



(3) 現行使用料体系の特徴と課題

【特徴】

本町の現在の使用料体系の特徴は以下のとおりです。

- ① 基本使用料：使用水量の有無に係わりなく徴収する金額 ⇒1 か月 910 円
- ② 従量使用料：使用水量の増加に応じて使用料が増額

本町は、「基本使用料」と「従量使用料」の「二部使用料制」を採用しています。さらに、本町の特徴として、以下の体系が採用されています。

- ③ 基本水量制：一定量の範囲まで従量料金を徴収せず、基本料金のみを徴収
- ④ 累進使用料制：排出量の増加に応じて、1m³当たりの使用料単価を高く設定
 - 11m³～50m³まで・・・91 円/m³
 - 51m³～100m³まで・・・100 円/m³
 - 101m³以上・・・110 円/m³

【課題】

③ 基本水量制について

- 基本水量制は、下水道供用開始当初に、生活に必要な最低限の発生水量を基本料金に含めることで、下水道への接続を促進し、下水道の目的である公衆衛生の向上に寄与するため、多くの自治体で導入されました。一方で、下水道や浄化槽の汚水処理施設の普及が進んだ現在ではこの目的は薄れています。
- 近年の少子高齢化により単身世帯が増加している状況を鑑みると、1 か月あたりの使用水量が 10m³ 以下の世帯が増加すると予想されます。
- 基本水量制は、10m³ 以内の使用水量であれば一律 910 円の使用料となっていますが、節水努力をされている世帯に対して、不公平が生じています。

④ 累進使用料制について

- 累進使用料制は、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、多量に水を使用する事業者に対して、水の使用を抑制することを目的に導入された制度です。
- 現在、1 か月で 100m³ を超過している使用者は全体の 0.6%にとどまり、累進制による本町の下水道使用料収入増加額は、全体の 1.7%となっています。累進による単価上昇率 21% (110 円÷91 円) を回収できていません。
- 供用開始当初の目的は薄れていることに加え、大口使用者に対して不公平が生じています。

水量区分	年間使用料収入 (千円)		差分①-②	使用料合計に対する比率
	累進あり①	累進なし②		
合計	83,427	81,989	1,438	1.7%
0m ³ ～10m ³	9,067	9,067	0	0.0%
11m ³ ～50m ³	56,977	56,977	0	0.0%
51m ³ ～100m ³	8,336	8,178	158	0.2%
101m ³ ～	9,047	7,767	1,279	1.5%

2.3 使用料体系の見直し

(1) 基本方針

現在の本町の使用料体系の特徴・課題の整理に基づき、利用者間の不公平を解消し、安定的な下水道使用料収入を持続させるため、使用料改定時の使用料体系の見直しの基本方針は、以下のとおりとします。

【使用料改定に伴う新使用料体系の見直し基本方針】

- 基本使用料と従量使用料の二部使用料制を維持しつつ、基本水量制、累進使用料制を廃止します。

使用水量に応じて使用料を算定するという従量使用料制は、下水道法の趣旨に照らして合理的ですが、使用水量に係わりなく固定的に発生する経費を賄えない事態が生じる可能性があります。

経営の安定性を確保するため、基本使用料と従量使用料を組み合わせる方法が有効であり、現実にも多くの地方公共団体で採用されています。

(2) 使用料体系の見直し案

今回の使用料体系の見直し案として、以下の2ケースを設定しました。

- Case-1：基本方針に基づき、「基本使用料＋従量使用料」とする案
- Case-2：Case-1とした場合、1か月の使用水量が10m³前後の利用者の改定率が大きくなり、使用料改定による不公平が生じており、使用水量別の改定率を是正するため、累進単価を暫定的に導入する案

以上の2ケースの使用料体系について、第3回審議会で意見を頂きました以下の2ケース別に使用料体系改定案を設定しました。

- Case-A：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：33%
- Case-B：3段階の改定で経費回収率100%を目指す場合のR6使用料改定率：50%

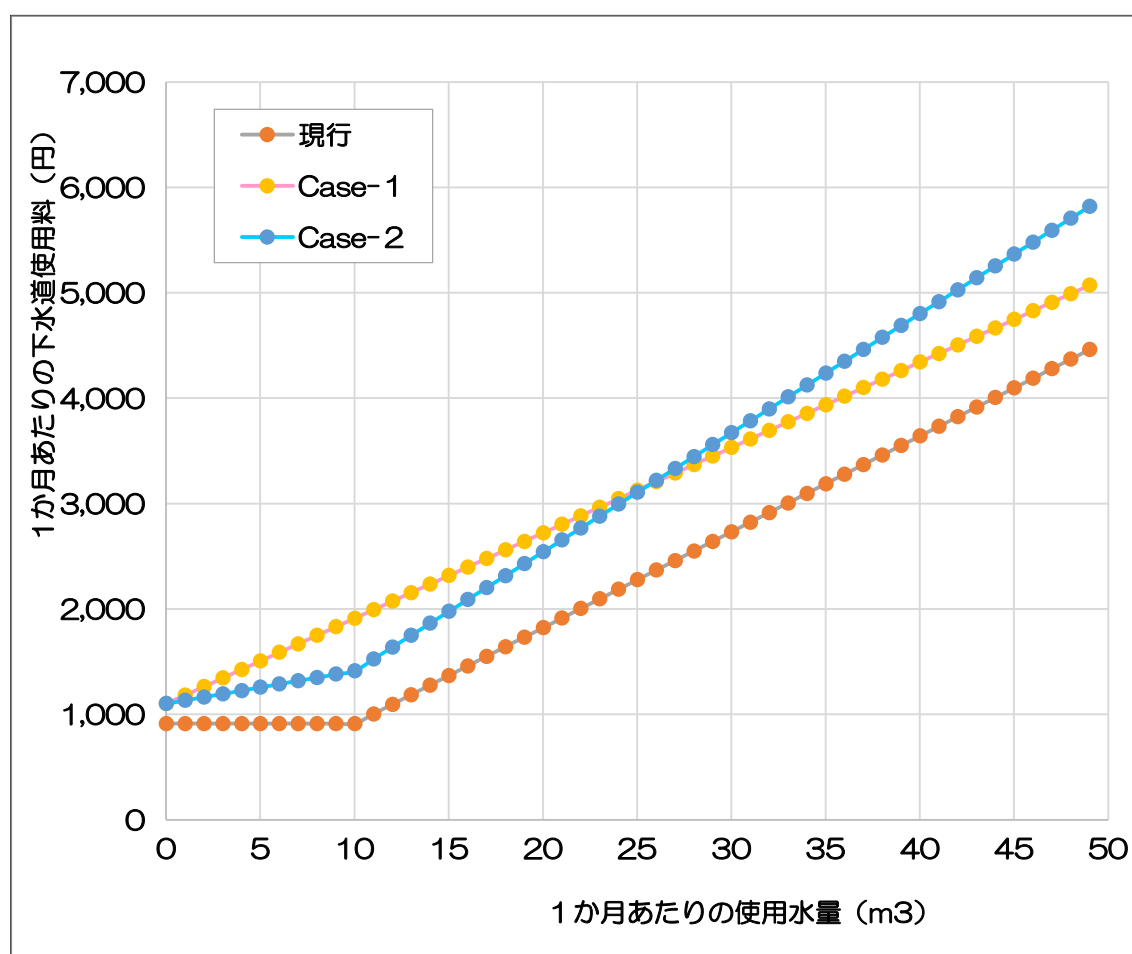
【使用料体系改定案】

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m ³ につき81円
Case-2	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円

※消費税抜き価格

【使用水量別の1か月あたり使用料】



【改定時の使用料収入・経費回収率算定結果】

ケース	令和8年度時点の推計値		
	使用料対象経費 (千円)	使用料収入額 (千円)	経費回収率 (%)
現況	193,627	97,346	50.3%
Case-1	193,627	129,537	66.9%
Case-2	193,627	129,741	67.0%

※経費回収率目標：66.7%

【使用水量別の1か月あたり使用料（早見表）】

★Case-A：使用料改定率33%（3段階の改定方針）

使用 水量	現行使用料 （円）	Case-1			Case-2		
		使用料（円）	増額（円）	増額比率	使用料（円）	増額（円）	増額比率
0	910	1,100	190	1.21	1,100	190	1.21
1	910	1,181	271	1.30	1,131	221	1.24
2	910	1,262	352	1.39	1,162	252	1.28
3	910	1,343	433	1.48	1,193	283	1.31
4	910	1,424	514	1.56	1,224	314	1.35
5	910	1,505	595	1.65	1,255	345	1.38
6	910	1,586	676	1.74	1,286	376	1.41
7	910	1,667	757	1.83	1,317	407	1.45
8	910	1,748	838	1.92	1,348	438	1.48
9	910	1,829	919	2.01	1,379	469	1.52
10	910	1,910	1,000	2.10	1,410	500	1.55
11	1,001	1,991	990	1.99	1,523	522	1.52
12	1,092	2,072	980	1.90	1,636	544	1.50
13	1,183	2,153	970	1.82	1,749	566	1.48
14	1,274	2,234	960	1.75	1,862	588	1.46
15	1,365	2,315	950	1.70	1,975	610	1.45
16	1,456	2,396	940	1.65	2,088	632	1.43
17	1,547	2,477	930	1.60	2,201	654	1.42
18	1,638	2,558	920	1.56	2,314	676	1.41
19	1,729	2,639	910	1.53	2,427	698	1.40
20	1,820	2,720	900	1.49	2,540	720	1.40
21	1,911	2,801	890	1.47	2,653	742	1.39
22	2,002	2,882	880	1.44	2,766	764	1.38
23	2,093	2,963	870	1.42	2,879	786	1.38
24	2,184	3,044	860	1.39	2,992	808	1.37
25	2,275	3,125	850	1.37	3,105	830	1.36
26	2,366	3,206	840	1.36	3,218	852	1.36
27	2,457	3,287	830	1.34	3,331	874	1.36
28	2,548	3,368	820	1.32	3,444	896	1.35
29	2,639	3,449	810	1.31	3,557	918	1.35
30	2,730	3,530	800	1.29	3,670	940	1.34
31	2,821	3,611	790	1.28	3,783	962	1.34
32	2,912	3,692	780	1.27	3,896	984	1.34
33	3,003	3,773	770	1.26	4,009	1,006	1.33
34	3,094	3,854	760	1.25	4,122	1,028	1.33
35	3,185	3,935	750	1.24	4,235	1,050	1.33
36	3,276	4,016	740	1.23	4,348	1,072	1.33
37	3,367	4,097	730	1.22	4,461	1,094	1.32
38	3,458	4,178	720	1.21	4,574	1,116	1.32
39	3,549	4,259	710	1.20	4,687	1,138	1.32
40	3,640	4,340	700	1.19	4,800	1,160	1.32
41	3,731	4,421	690	1.18	4,913	1,182	1.32
42	3,822	4,502	680	1.18	5,026	1,204	1.32
43	3,913	4,583	670	1.17	5,139	1,226	1.31
44	4,004	4,664	660	1.16	5,252	1,248	1.31
45	4,095	4,745	650	1.16	5,365	1,270	1.31
46	4,186	4,826	640	1.15	5,478	1,292	1.31
47	4,277	4,907	630	1.15	5,591	1,314	1.31
48	4,368	4,988	620	1.14	5,704	1,336	1.31
49	4,459	5,069	610	1.14	5,817	1,358	1.30
50	4,550	5,150	600	1.13	5,930	1,380	1.30
100	9,550	9,200	-350	0.96	11,580	2,030	1.21
150	15,050	13,250	-1,800	0.88	17,230	2,180	1.14
200	20,550	17,300	-3,250	0.84	22,880	2,330	1.11

※消費税抜き価格

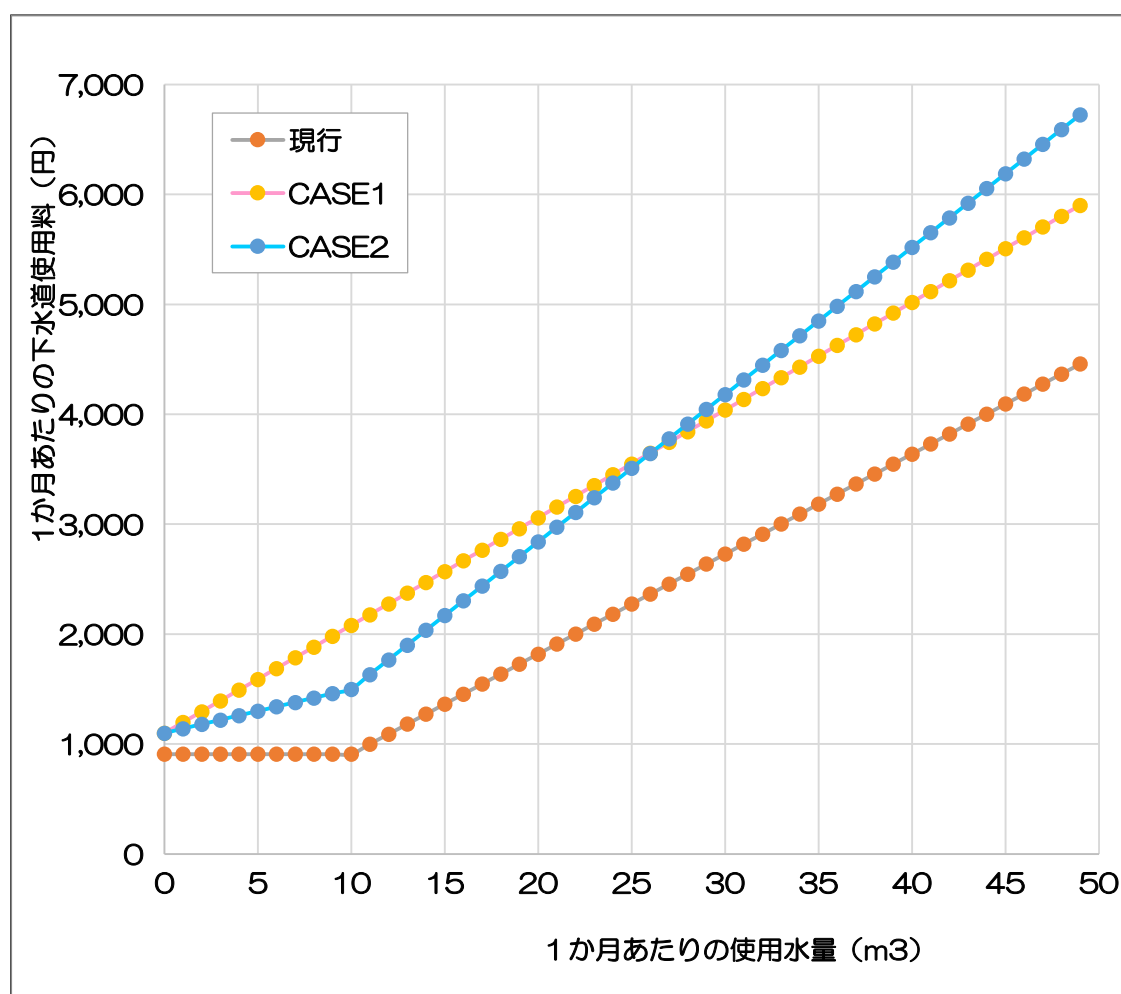
【使用料体系改定案】

★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

ケース	基本使用料 (1ヶ月)	従量使用料 (1ヶ月)
Case-1	1,100円	1m ³ につき98円
Case-2	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき40円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき134円

※消費税抜き価格

【使用水量別の1か月あたり使用料】



【改定時の使用料収入・経費回収率算定結果】

ケース	令和8年度時点の推計値		
	使用料対象経費 (千円)	使用料収入額 (千円)	経費回収率 (%)
現況	193,627	97,346	50.3%
Case-1	193,627	146,518	75.7%
Case-2	193,627	146,070	75.4%

※経費回収率目標：75%

【使用水量別の1か月あたり使用料（早見表）】

★Case-B：使用料改定率50%（3段階の改定方針）

使用 水量	現行使用料 (円)	Case-1			Case-2		
		使用料(円)	増額(円)	増額比率	使用料(円)	増額(円)	増額比率
0	910	1,100	190	1.21	1,100	190	1.21
1	910	1,198	288	1.32	1,140	230	1.25
2	910	1,296	386	1.42	1,180	270	1.30
3	910	1,394	484	1.53	1,220	310	1.34
4	910	1,492	582	1.64	1,260	350	1.38
5	910	1,590	680	1.75	1,300	390	1.43
6	910	1,688	778	1.85	1,340	430	1.47
7	910	1,786	876	1.96	1,380	470	1.52
8	910	1,884	974	2.07	1,420	510	1.56
9	910	1,982	1,072	2.18	1,460	550	1.60
10	910	2,080	1,170	2.29	1,500	590	1.65
11	1,001	2,178	1,177	2.18	1,634	633	1.63
12	1,092	2,276	1,184	2.08	1,768	676	1.62
13	1,183	2,374	1,191	2.01	1,902	719	1.61
14	1,274	2,472	1,198	1.94	2,036	762	1.60
15	1,365	2,570	1,205	1.88	2,170	805	1.59
16	1,456	2,668	1,212	1.83	2,304	848	1.58
17	1,547	2,766	1,219	1.79	2,438	891	1.58
18	1,638	2,864	1,226	1.75	2,572	934	1.57
19	1,729	2,962	1,233	1.71	2,706	977	1.57
20	1,820	3,060	1,240	1.68	2,840	1,020	1.56
21	1,911	3,158	1,247	1.65	2,974	1,063	1.56
22	2,002	3,256	1,254	1.63	3,108	1,106	1.55
23	2,093	3,354	1,261	1.60	3,242	1,149	1.55
24	2,184	3,452	1,268	1.58	3,376	1,192	1.55
25	2,275	3,550	1,275	1.56	3,510	1,235	1.54
26	2,366	3,648	1,282	1.54	3,644	1,278	1.54
27	2,457	3,746	1,289	1.52	3,778	1,321	1.54
28	2,548	3,844	1,296	1.51	3,912	1,364	1.54
29	2,639	3,942	1,303	1.49	4,046	1,407	1.53
30	2,730	4,040	1,310	1.48	4,180	1,450	1.53
31	2,821	4,138	1,317	1.47	4,314	1,493	1.53
32	2,912	4,236	1,324	1.45	4,448	1,536	1.53
33	3,003	4,334	1,331	1.44	4,582	1,579	1.53
34	3,094	4,432	1,338	1.43	4,716	1,622	1.52
35	3,185	4,530	1,345	1.42	4,850	1,665	1.52
36	3,276	4,628	1,352	1.41	4,984	1,708	1.52
37	3,367	4,726	1,359	1.40	5,118	1,751	1.52
38	3,458	4,824	1,366	1.40	5,252	1,794	1.52
39	3,549	4,922	1,373	1.39	5,386	1,837	1.52
40	3,640	5,020	1,380	1.38	5,520	1,880	1.52
41	3,731	5,118	1,387	1.37	5,654	1,923	1.52
42	3,822	5,216	1,394	1.36	5,788	1,966	1.51
43	3,913	5,314	1,401	1.36	5,922	2,009	1.51
44	4,004	5,412	1,408	1.35	6,056	2,052	1.51
45	4,095	5,510	1,415	1.35	6,190	2,095	1.51
46	4,186	5,608	1,422	1.34	6,324	2,138	1.51
47	4,277	5,706	1,429	1.33	6,458	2,181	1.51
48	4,368	5,804	1,436	1.33	6,592	2,224	1.51
49	4,459	5,902	1,443	1.32	6,726	2,267	1.51
50	4,550	6,000	1,450	1.32	6,860	2,310	1.51
100	9,550	10,900	1,350	1.14	13,560	4,010	1.42
150	15,050	15,800	750	1.05	20,260	5,210	1.35
200	20,550	20,700	150	1.01	26,960	6,410	1.31

※消費税抜き価格

3. 次回審議会の予定

今回の審議では、使用料体系率に関する複数ケースの資料を提示し議論をいただき、令和6年度に予定する使用料改定時の使用料体系について、討議を行っていただきました。

次回審議会（令和5年2月下旬予定）では、第1回から第4回までの審議会で頂きました意見などを取りまとめるとともに、下水道使用料の改定に向けた答申を頂く予定です。

今後の主なスケジュールおよび審議事項は以下のとおりを予定しています。

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項（再掲）

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月23日	◇ 使用料対象経費（下水道経費の負担区分・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	10月4日	◇ 令和6年度に予定する使用料改定率 ◇ 経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針
第4回 審議会	11月24日	◇ 改定使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第5回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申